

飯豊町告示第114号

令和6年度飯豊町担い手農業者育成支援事業免許取得費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年9月18日

飯豊町長 後藤幸平

令和6年度飯豊町担い手農業者育成支援事業免許取得費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、担い手農業者個々の技能及び作業力向上のための免許取得を支援することを目的とし、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和53年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の農業者とする。

- (1) 認定新規就農者
- (2) 認定農業者（従業員等を含む）
- (3) 実質化された人・農地プランの中心経営体に位置付けられた農業者
- (4) 特に町長が認めたもの

(補助対象事業及び補助金額等)

第3条 補助の対象となる事業は、当該年度に行う農作業機械等の運転に必要な免許を取得する事業とする。

2 補助対象経費及び補助金額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助対象者は、飯豊町担い手農業者育成支援事業免許取得費補助金交付申請書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）及びその他関係書類を添え、事業実施前までに提出するものとする。

(変更承認の手続)

第5条 規則第7条第1項第1号の規定による町長の承認を受けようとするときは、飯豊町担い手農業者育成支援事業免許取得費補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を提出し承認を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、事業完了後20日を経過する日または令和7年3月31日まで

のいずれか早い日までに飯豊町担い手農業者育成支援事業免許取得費補助金実績報告書（様式第4号）及びその他関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び交付）

第7条 町長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

2 町長は、事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払いにより交付することができる。

3 前項の規定により概算払を請求しようとするときは、飯豊町担い手農業者育成支援事業免許取得費補助金概算払請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

## 別表

種別	補助金の額
①大型特殊免許取得	免許取得に係る費用（消費税を除く。）の2分の1の額（千円未満は切り捨て）とする。 ただし、40,000円を上限とする。
②けん引免許取得	免許取得に係る費用（消費税を除く。）の2分の1の額（千円未満は切り捨て）とする。 ただし、67,000円を上限とする。
③大型特殊・けん引同時取得	免許取得に係る費用（消費税を除く。）の2分の1の額（千円未満は切り捨て）とする。 ただし、107,000円を上限とする。
④フォークリフト免許取得	免許取得に係る費用（消費税を除く。）の2分の1の額（千円未満は切り捨て）とする。 ただし、13,000円を上限とする。
⑤農業用ドローン免許取得	免許取得に係る費用（消費税を除く。）の3分の1の額（千円未満は切り捨て）とする。 ただし、83,000円を上限とする。